

令和6年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和6年3月5日】

1 文京区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 保険料率等を改定するほか、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 保険料（年額）等の変更（第10条）

第1段階	36,100円	→	第1段階	33,400円
第2段階	50,600円	→	第2段階	46,200円
第3段階	54,200円	→	第3段階	50,600円
第4段階	61,400円	→	第4段階	62,400円
第5段階	72,200円	→	第5段階	73,300円
第6段階	83,100円	→	第6段階	84,300円
第7段階	90,300円	→	第7段階	91,700円
第8段階	101,100円	→	第8段階	102,700円
第9段階	119,200円	→	第9段階	124,700円
第10段階	130,000円	→	第10段階	132,000円
(400万円以上500万円未満)		↘	(400万円以上420万円未満)	
			第11段階	139,300円
			(420万円以上500万円未満)	
第11段階	151,700円	→	第12段階	154,000円
(500万円以上750万円未満)		↘	(500万円以上620万円未満)	
			第13段階	168,600円
			(620万円以上720万円未満)	
			第14段階	176,000円
			(720万円以上750万円未満)	
第12段階	180,600円	→	第15段階	187,000円
第13段階	202,300円	→	第16段階	209,000円
(1,000万円以上		↘	(1,000万円以上1,500万円未満)	
2,000万円未満)			第17段階	227,300円
			(1,500万円以上2,000万円未満)	
第14段階	231,200円	→	第18段階	241,900円
第15段階	252,800円	→	第19段階	263,900円
(3,000万円以上)		↘	(3,000万円以上4,000万円未満)	
			第20段階	285,900円
			(4,000万円以上)	

※1 令和6年度から令和8年度までにおいて、第1段階に該当する者の保険料は20,900円に、第2段階に該当する者の保険料は31,600円に、第3段階に該当する者の保険料は50,300円に減額する。

※2 括弧書き内は、当該段階における基準所得金額

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

2 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 全サービス共通事項

- (ア) 管理者の兼務範囲の明確化（第8条等）
- (イ) 身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け（訪問系及び通所系サービスに限る。）（第25条等）
- (ウ) 書面揭示規制の見直し（第35条）
- (エ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（訪問系及び通所系サービスを除く。）（第107条の2等）

イ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

- (ア) 管理者が兼務可能とする他事業所のサービス類型に係る制限の廃止（第84条及び第194条）
- (イ) 身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け（第93条及び第199条）

ウ 認知症対応型共同生活介護

- (ア) 管理者が兼務可能とする他事業所のサービス類型に係る制限の廃止（第112条）
- (イ) 協力医療機関との連携体制の構築（第126条）
- (ウ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第126条）

エ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- (ア) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の柔軟化（第131条）
- (イ) 協力医療機関との連携体制の構築（第148条）
- (ウ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第148条）

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (ア) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け（第167条の2）
- (イ) 協力医療機関との連携体制の構築（第174条）
- (ウ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第174条）
- (エ) ユニットケア施設管理者研修受講に係る努力義務（第189条）

カ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)カの一部については、公布の日

3 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 全サービス共通

- (ア) 管理者の兼務範囲の明確化（第7条等）
- (イ) 書面揭示規制の見直し（第33条）
- (ウ) 身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け（通所系サービスに限る。）（第41条等）
- (エ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（通所系サービスを除く。）（第64条の2等）

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

- (ア) 管理者が兼務可能とする他事業所のサービス類型に係る制限の廃止（第46条）
- (イ) 身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け（第54条）

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

- (ア) 管理者が兼務可能とする他事業所のサービス類型に係る制限の廃止（第73条）
- (イ) 協力医療機関との連携体制の構築（第84条）
- (ウ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第84条）

エ その他規定の整備

- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)エの一部については、公布の日

4 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の見直し及び情報提供の義務付け（第4条、第5条及び第32条）

イ 書面掲示規制の見直し（第23条）

ウ 身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け（第30条及び第32条）

エ モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用（第32条）

オ その他規定の整備

- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)オの一部については、公布の日

5 文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直し（第4条）

イ 管理者の兼務範囲の明確化（第5条）

ウ サービスの利用割合等に関する利用者への説明等に係る努力義務（第6条）

エ 身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け（第15条及び第31条）

オ モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用（第15条）

カ 書面掲示規制の見直し（第24条）

キ その他規定の整備

- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)キの一部については、公布の日

6 文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（2期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（2期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金15億2,350万円
- (4) 契約の相手方 清水・アサヒ・ライズ建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸
 - 構成員 東京都文京区小日向三丁目15番13号
株式会社アサヒ
代表取締役 芳賀芳幸
 - 構成員 東京都文京区向丘二丁目28番13号
株式会社ライズコーポレーション
代表取締役 上村日出男

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年9月30日まで
- ② 支出科目等 令和5年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和6年度から令和8年度まで 債務負担行為

7 和解について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 事件の概要

文京区は、令和5年9月15日、相手方との子ども医療証等の印刷及び封入封かん等作業委託契約に基づき納品された子ども医療証等を対象者に送付したが、同月20日、送付した子ども医療証について、文京区及び相手方双方の確認が不十分だったことによる印字の不備（以下「本件不備」という。）があったことが判明した。本件不備に係る対応として、相手方において新たな子ども医療証等及びお詫び文が印刷され、封入及び封かんの上で納品されたことを受け、同月26日、文京区は、これらを対象者に送付した。
- (3) 和解の内容
 - ア 文京区及び相手方は、本件不備により生じた追加費用（以下「追加費用」という。）が、文京区において金240万2,400円、相手方において金110万8,685円の、合計金351万1,085円であることを確認すること。
 - イ 文京区及び相手方は、追加費用につき、文京区が金101万1,085円を、相手方が金250万円を、それぞれ負担することを合意すること。
 - ウ 相手方は、文京区に対し、ア及びイを踏まえ、本件不備に係る精算金として金139万1,315円を支払うこと。
 - エ 和解後は、文京区と相手方との間には、本件不備に関し、一切の債権債務がないことを相互に確認すること。
- (4) 相手方
東京都板橋区弥生町60番4号
寿堂紙製品工業株式会社
代表取締役 山田彰彦

8 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和3年11月5日、文京区立指ヶ谷小学校において、相手方が、受付窓口業務の従事中に椅子に座っていたところ、本校児童が膝の上に乗ろうとしたことでバランスを崩して転倒し、脊髄を損傷する等の損害を受けたため
- (3) 和解の内容 入通院治療費、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料等を文京区が支払う。
- (4) 賠償金額 金2,268万2,803円
- (5) 相手方 脊髄を損傷する等の損害を受けた者

9 令和5年度文京区一般会計補正予算